



日歯連盟と高木元会長の控訴を棄却 東京高裁で2審判決

政治資金規正法違反(虚偽記載、量的制限超過)の疑いで起訴され1審で有罪判決を受けていた日本歯科医師連盟と元会長の高木幹正氏(74)の控訴審判決で、東京高裁(青柳勤裁判長)は3月5日、高木氏への1審判決(禁錮1年6月、執行猶予3年)を支持し、被告側の控訴を棄却した。日歯連についても、罰金50万円とした1審判決を支持し、控訴を棄却した。高木氏側は即日控訴の手続きを行った。判決内容の要旨は次のとおり(敬称略)。

主文

本件各控訴を棄却する。

理由

第1 原判決が認定した罪となるべき事実(第2)と論旨の概要

原判決は、罪となるべき事実の第2として、要するに、被告人日本歯科医師連盟(以下「日歯連盟」という。)、石井みどり中央後援会(以下「石井中央」という。)及び西村まさみ中央後援会(以下「西村中央」という。)は、いずれも東京都千代田区に所在する政治団体であり、被告人高木は、日歯連盟の会長及び代表者であり、かつ石井中央の代表者であった者、村田憲信は、日歯連盟の副理事長及び会計責任者、石井中央の会計責任者で、かつ、西村中央の会計責任者の職務を補佐していた者であるが、被告人高木は、村田と共謀の上、1 いずれも日歯連盟の役員として、日歯連盟が石井中央に対して政治活動に関する寄附をするに当たり、平成25年1月23日、日歯連盟名義の銀

行口座から西村中央名義の銀行口座を経由して石井中央名義の銀行口座に5000万円を入金した上、同年3月15日、日歯連盟名義の銀行口座から石井中央名義の銀行口座に4500万円を入金し、もって政党及び政治資金団体以外の政治団体において平成25年中に政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して5000万円を超える政治活動に関する寄附をし、2 石井中央が日歯連盟から政治活動に関する寄附を受けるに当たり、平成25年1月23日、日歯連盟名義の銀行口座から西村中央名義の銀行口座を経由して石井中央名義の銀行口座に5000万円の入金を受けた上、同年3月15日、日歯連盟名義の銀行口座から石井中央名義の銀行口座に4500万円の入金を受け、もって政党及び政治資金団体以外の政治団体において平成25年中に政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して行った5000万円を超える政治活動に関する寄附を受け、3 平成26年3月頃、日歯連盟事務所において、

日歯連盟の収支報告書につき、真実は、日歯連盟の支出に関し、平成25年1月23日、石井中央に5000万円の政治活動に関する寄附をしたにもかかわらず、日歯連盟の平成25年分の収支報告書にその旨記載せず、西村中央に対して5000万円の政治活動に関する寄附をした旨虚偽の記入をし、これを平成26年3月28日、東京都選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出し、4 平成26年3月頃、日歯連盟事務所において、石井中央の収支報告書につき、真実は、石井中央の収入に関し、平成25年1月23日、日歯連盟から5000万円の政治活動に関する寄附を受けたにもかかわらず、石井中央の平成25年分の収支報告書にその旨記載せず、西村中央から5000万円の政治活動に関する寄附を受けた旨虚偽の記入をし、これを平成26年3月28日、東京都選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出した、との事実を認定している。

これに対し、被告人高木の論旨は、(1) 原判示第2の3及び4について、日歯連盟及び石井中央の各収支報告書に虚偽記入等があると認定した原判決は、政治資金規正法の解釈及び適用を誤っており、法令適用の誤りがあるとの主張、②①原判示第2の1及び2の西村中央を介して行われた日歯連盟と石井中央との間の、いわゆる量的規制に違反した寄附について、被告人高木には村田との間に共謀を認めることはできず、被告人高木に量的規制違反を認めた原判決には事実誤認があるとの主張、②原判示第2の3及び4の収支報告書の記載について、被告人高木に虚偽記入等を認めた原判決には事実誤認があるとの主張である。被告人日歯連盟の論旨は、被告人高木が日歯連盟の役職員として行った原判示第2の1の量的規制違反について、

被告人高木の控訴趣意を援用するというものである。

そこで、記録を調査して検討する。

第2 原判決が認定した前提となる事実について

1 原判決は、証拠上認められる事実として、概要、以下の事実を摘示している、

(1) 日歯連盟は、その政治活動の一環として、参議院選挙の比例代表選挙に際し、会員から選考した職域代表候補者等につき、高得票で高位当選させるため、その氏名を冠した中央後援会を設立し、選挙に必要な資金を政治活動に関する寄附として注入し、支援活動を行ってきた。なお、政治資金規正法の改正により、平成18年1月1日以降、同一の政治団体間の寄附は、各年中において5000万円を超えることができなくなった(以下、この規制を「5000万円ルール」又は「量的規制という。)(原判決5、6頁)。

(2) 被告人高木は、平成18年4月から平成25年6月まで、岐阜県歯科医師会の会長と岐阜県歯科医師連盟の会長を務めるとともに、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで日歯連盟の理事長を務め、同年4月1日から平成27年6月30日までの間、日歯連盟の会長かつ代表者を務めた。また、村田は、平成16年6月から平成27年7月1日まで、日歯連盟の副理事長として会計責任者を務めた(原判決13、14頁)。

(3) 日歯連盟は、平成22年の参議院比例代表選挙(以下「平成22年選挙」という。)においては、民主党公認を得た日歯連盟会員の西村正美を準職域代表候補者として支援することとした。また、平成25年の参議院比例代表選挙(以下「平成25年選挙」という。)にお

いては、既に平成19年の同選挙（以下「平成19年選挙」という。）に日歯連盟の職域代表候補者として自由民主党公認で立候補し、当選していた石井みどりを、再度職域代表候補者として擁立し、再選を目指すこととした（原判決6、7頁）。

（4）日歯連盟は、平成18年4月14日、政治団体である石井中央を設立し、平成22年3月11日には、政治団体である西村中央を設立し、同月15日には、民主党の公認候補として出馬する西村に係る同党の支部組織で、政治団体である民主党参議院比例区第80総支部（以下「80総支部」という。）が設立された（原判決19、20頁）。

石井中央及び西村中央の役員は、日歯連盟の役員がそのまま充てられており、平成23年4月1日から平成27年6月30日までの間はいずれも高木が代表者を務めた。石井中央の会計責任者は、その設立時から平成27年6月30日までの間、村田が務めている（原判決16、19、20頁）。

（5）中央後援会への資金移動等

ア 平成19年選挙について

日歯連盟は、石井中央の活動資金について、1億5000万円の予算を計上し、5000万円ルールの下で、日歯連盟から石井中央に年をまたいで各5000万円を直接寄附するとともに、日歯連盟から各都道府県歯科医師連盟に各120万円の特別助成金を送金し、各都道府県歯科医師連盟から各100万円ずつ、合計4700万円の寄附が石井中央にされた（原判決16、17頁）。

イ 平成22年選挙について（別紙1参照）

日歯連盟は、西村中央の活動資金につい

て、①平成22年3月30日、西村中央の口座に5000万円を寄附として振込送金し（以下「①の資金移動」と表記することがある。以下②、③も同様。）、②同日、80総支部の口座に5000万円を寄附として振込送金し、さらに、③同年5月13日、80総支部の口座から西村中央の口座に5000万円が寄附として振込送金された（原判決6頁）。

ウ 平成25年選挙について（別紙2参照）

日歯連盟は、石井中央の活動資金について、⑥平成25年1月23日、日歯連盟の口座から西村中央の口座に5000万円を寄附として振込送金し（以下「⑥の資金移動」と表記することがある。以下⑦、⑨も同様。）、⑦同日、西村中央の口座から石井中央の口座に5000万円が振込送金され、⑨同年3月15日、日歯連盟から石井中央の口座に4500万円を寄附として振込送金した。

その上で、日歯連盟の平成25年分の収支報告書には、支出として⑥の資金移動に対応する西村中央への5000万円の寄附及び⑨の資金移動に対応する石井中央に対する4500万円の寄附の記載があり、石井中央の同年分の収支報告書には、収入として、⑦の資金移動に対応する西村中央からの5000万円の寄附、⑨の資金移動に対応する日歯連盟からの4500万円の寄附の記載がある（原判決7、8頁）。

2 以上の原判決の認定、判断は、関係証拠の内容に沿うものであって、経験則等に照らして不合理なところもない。

第3 収支報告書の虚偽記入等に対する法令適用の誤りの論旨について

1 原判決の認定理由の骨子について

（1）原判決は、政治資金規正法の趣旨及び

同法における収支報告書の重要性に鑑みれば、同法は、収支報告書に記載すべき政治資金の収支について、形式と実態がかい離するなどということ自体およそ想定も許容もしていないと解されるとする。

(2) そして、原判決(82頁)は、平成25年1月23日の日歯連盟から西村中央への5000万円の寄附及び西村中央から石井中央への5000万円の寄附について(⑥及び⑦の各資金移動)、その実態は、平成25年1月23日に日歯連盟から石井中央に5000万円の寄附が行われ、石井中央は同日日歯連盟から5000万円の寄附を受けたものであり、これが、西村中央を経由する⑥及び⑦の各資金移動の形をとり、西村中央との間の資金移動のみが収支報告書に記載されたのは、日歯連盟と石井中央間の平成25年中の寄附、受寄附が、同年3月15日の日歯連盟から石井中央への4500万円の寄附(⑨の資金移動)と合わせて5000万円を超え、量的規制に抵触するのを外形上回避しようとしたことに尽きるとする。

したがって、平成25年分の日歯連盟及び石井中央の収支報告書の内容は、記載すべき事項を記載しなかったもの、また、虚偽の記入をしたものに当たると判断している。

2 以上の原判決の認定は、関係証拠の内容に沿うものであって、経験則等に照らして不合理なところはなく、政治資金規正法上の虚偽記入等に当たるとした解釈、適用にも誤りはない。

3 所論について

(1) これに対し、所論は、村田の目的・意図が寄附の量的制限への抵触を避けることにあったとしても、収支報告書は、政治資金の流れ

を広く国民に公開し、その是非についての判断は国民に委ねるという考え方に基づくものであるから、その記載の対象はあくまで客観的な事実であって、寄附の目的等の解釈の余地がある要素を取り込むことは法の趣旨に反する、本件各収支報告書は、いずれも客観的帳票類に基づいて作成されたものであり、その記載を虚偽記入等と認定した原判決には、法令適用の誤りがある、などという。

しかし、原判決が説示するとおり、政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするために、政治資金の収支の公開や政治資金の授受の規正を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保することを目的としており(同法1条)、収支報告書は、この目的を達成するために、政治資金の収支等を国民の前に明らかにするものである。量的規制違反を免れるため、他の政治団体を形式的に介在させることによって、実質的な寄附者を偽るような行為を許すことが、かかる法の趣旨に反することは明白であり、いくら実態がかい離した迂回寄附であろうと、形式的な資金移動と合致さえしていれば、虚偽記入にはならないというのでは、法が目的とする政治活動の公明と公正は確保しえない。所論は、日歯連盟、石井中央及び西村中央の各収支報告書の記載から判明する事実を一体として考察すれば、日歯連盟から石井中央への5000万円の資金の流れが把握できるのであるから、正に原判決が「実態」として認定した資金移動が正確に記載されているといえ、そこに「形式」と「実態」のかい離は存在せず、法の趣旨に合致している旨も主張する。しかし、公開された収支報告書を全て精査すれば資金の流れを最終的には把握できるとしても、他の政治団体を形式的に介在

させる資金移動は、資金移動の実態の把握を困難にし、量的規制違反の事実についてもその把握を困難にするものである。客観的な資金移動に合致してさえいれば、いかに実態を覆い隠すべく巧妙に迂回して寄附を行ったとしても、収支報告書の記載上は許容されることとなる所論の見解が、政治活動の公明と公正を確保することを目的に、政治資金の収支を国民の前に明らかにすべきとした法の趣旨にそぐわないことは明らかである。

本件各収支報告書の記載について、虚偽記入等と認められた原判決に法令適用の誤りはなく、所論は採用できない。

(2) 所論は、収支報告書の虚偽記入等は、故意犯を処罰するものであるところ、仮に、収支報告書に実態に応じた資金移動を記載すべきであったとしても、収支報告書の作成事務担当者や会計責任者である村田は、客観的な資金移動の内容を正確に記載しただけで、虚偽記入等の認識が全くなく、過失があったにとどまるから、虚偽記入等にあたるとした原判決には、法令適用の誤りがある、という。

しかし、⑥及び⑦の各資金移動は、5000万円ルールに抵触することを形式上回避するために実行されたもので、日歯連盟から石井中央に対する一連一体の寄附である。そうすると、収支報告書においては、前記のとおり、かかる実態に基づいて、収支の記載をすべきことになる。村田は、上記資金移動の趣旨を知りつつ、会計責任者として、本件各収支報告書を作成しているのであるから、かかる実態を糊塗する形式的な資金移動のみを収支報告書に記載することについて、事実を認識していたことができ、故意として欠けるところはない。本件各収支報告書の記載について、虚偽記

入等と認められた原判決に法令適用の誤りはなく、所論は採用できない。

(3) その他所論の指摘を検討しても、本件各収支報告書の記載が、政治資金規正法の虚偽記入等に当たると判断した原判決に法令適用の誤りは認められない。

第4 量的規制違反に対する事実誤認の論旨について

1 原判決が、⑥及び⑦の各資金移動について、被告人高木が村田と共謀しておこなった量的規制に違反する寄附であると認定した理由の骨子は以下のとおりである。

(1) 平成25年1月23日に行われた⑥及び⑦の各資金移動は、一体として日歯連盟から石井中央に対する寄附であると認められる。そして、日歯連盟は、上記の寄附に加えて、最終的に同年3月15日、石井中央に対し、⑨の資金移動をしており、これにより確定的に1年間の寄附の上限である5000万円を超える寄附を行ったと認められる(原判決80頁)。

(2) そして、被告人高木は、平成19年選挙の頃から、日歯連盟が中央後援会に選挙に向けた資金を移動する上で5000万円ルールの存在に苦慮していることを理解しており、平成22年選挙の際には、理事長として出席した会議等を通じ、①ないし③の各資金移動に係る事情を知る立場にあり、これに格別異論を唱えていなかった。その上で、平成25年選挙に係る石井中央への資金移動についても、その当時日歯連盟の会長という立場にあり、その面前で行われた各種会議等における村田の説明に対しても、何ら異論等を差し挟んだことがなかった。加えて、当時日歯連盟の理事長であった峰正博の原審証言によれば、被告人高木は、村田から、平成25年選挙に関して石井中央に立て

た1億5000万円の予算を日歯連盟から石井中央に移動させるための方策として、うち5000万円を西村中央を介して寄附することについて相談を受け、これを採用するとの判断を下し、それを伝えていたと認められるとする。そして、被告人高木は、遅くともその時点において、5000万円ルールへの抵触を外形的に回避するためこのような迂回寄附を行うことに関し、村田との意思連絡を成立させ、会長として了解を与えたと認められるとする（原判決80、81頁）。

2 以上の原判決の認定、判断は、関係証拠の内容に沿うものであって、経験則等に照らして不合理なところもない。

3 所論について

(1) ⑥及び⑦の各資金移動の趣旨についての被告人高木の認識について

ア 原判決は、被告人高木が、日歯連盟の各種会議等において村田の説明を何度も聞いていた上、それに異論等を差し挟んでもいないことなどを指摘し、被告人高木は、平成19年選挙における各都道府県歯科医師連盟を介した石井中央への資金移動が5000万円ルールとの抵触を回避するために行われたこと、平成22年選挙における②及び③の各資金移動が迂回寄附であることを、いずれも認識していたと認められるとする。そして、被告人高木のこのような事前の認識に加えて、平成25年選挙においても、会議等で、石井中央に対する資金移動の方針及び⑥及び⑦の各資金移動についての説明を聞きながら、それに異論を差し挟んでいないことからすると、被告人高木は、⑥及び⑦の各資金移動の趣旨についても理解していたなどと推認する。

イ これに対し、所論は、被告人高木は、

平成19年選挙の際には、その関与は極めて限定的かつ受動的であったし、平成22年選挙の際には、理事長ではあったが、会計責任者の村田に全幅の信頼をおいており、問題意識をもって同人の説明を聞いていなかったのも、資金移動の趣旨を理解していなかった、平成25年選挙の際の会議等における説明でも同様であり、⑥及び⑦の各資金移動について村田が会議等で説明した際に異論を差し挟んでいないのも、そもそも村田が問題となるような資金移動を行うなどは微塵も思っていなかったからであり、被告人高木が⑥及び⑦の各資金移動の趣旨を理解していたことを推認させるものではない、などという。

しかし、被告人高木は、平成19年選挙当時は、岐阜県歯科医師連盟の会長であり、同会長として出席した会議において、5000万円ルールに関連して、各都道府県歯科医師連盟を経由した寄附について説明を受けており、その内容が記載された石井中央から送付されたお願い文書に決裁印も押している。被告人高木自身もこの機会に5000万円ルールについて意識するようになった旨も供述している。平成22年選挙当時には、被告人高木は、日歯連盟の理事長という立場にあったが、この時も、平成19年選挙と同様に、中央後援会の活動費については、5000万円ルールとの抵触が問題となっており、各種会議において、村田ら会計責任者がこれについて説明をしており、被告人高木は何度もこれらの説明を聞いている。その中には、原判決が指摘するとおり、被告人高木自身が、「5000万、5000万」と発言するなど、資金移動の趣旨を理解していたとみて自然な事実もある上、被告人高木が司会進行していた西村中央の役員会において、西村中央の会

計責任者であった倉治康男が、80総支部から西村中央への5000万円の寄附（③の資金移動）について、「本当は日歯連盟から寄附する5000万でございますので、政治団体、一つの政治団体から一か所に許される年間の限度が5000万だということですので、このような形をとらせていただいております。」とはっきりと説明をしている。

被告人高木が、平成19年選挙及び平成22年選挙における上記の各資金移動の趣旨を認識していたとする原判決の認定は関係証拠の内容に沿うものであり、不合理なところはない。そして、平成25年選挙においても、村田は、被告人高木が出席する平成24年10月4日の第7回常任理事会において、中央後援会の予算として1億5000万円が必要であるが、5000万円ルールがあるので、資金移動に関してテクニックの問題がある旨の説明をしており、これまでも同様の問題があったことを認識していた被告人高木において、平成25年選挙においても、5000万円ルールの下で説明可能な方法での資金移動を行う方針であることを認識していたとした原判決の認定に不合理なところはない。そして、このような認識を有していた被告人高木は、⑥及び⑦の各資金移動が行われた後の会議のうち、平成25年5月15日開催の第1回監事会については、所論が指摘するとおり、いずれかの段階で途中退席したことがうかがわれ、同会議で村田の説明を聞いていたとは認められないものの、自身が議長を務めた同月31日の第2回理事会では、村田が、石井中央の会計報告として、5000万円ルールとの関連で、日歯連盟からの5000万円を西村中央経由で入れている旨の説明を、西村中央の会計報告として、日歯連盟からの5000万円の収入

は、石井中央に移すために一旦入れたものである旨の説明を、日歯連盟の政治活動運営会計の報告として、その支出について、石井中央に対して、直接のものが9000万円、西村中央経由のものが5000万円の合計1億4000万円ある旨の説明を異論等差し挟むことなく聞いている。原判決が、被告人高木が、村田の説明に異論を差し挟んでいないことを指摘し、西村中央を介して行われた⑥及び⑦の各資金移動の趣旨を理解していたものと推認したことに、不合理なところはない。所論は採用できない。

（2）峰証言の信用性について

ア 当時日歯連盟の理事長であった峰は、原審において、村田から、日歯連盟から石井中央へ資金を移動させるに際し、うち5000万円について西村中央を迂回させるという案を事前に聞いていた、寄附が実行された平成25年1月23日より前に、被告人高木からも上記案について村田から説明を受け、実行することに決めた旨の発言を聞いたと証言している。原判決（74、75頁）は、峰証言の信用性について、峰証言は、①平成24年11月27日に日歯連盟から石井の資金管理団体である新世紀社会保障政策研究会（以下「新世紀」という。）に3000万円が振り込まれたがすぐに返金されたとの機微にわたることを含め、理事長として知り得たことを具体的に叙述するものであること、②峰証言のうち村田が5000万円の経由団体を考えなければならないと述べていたとのくだりは、村田が5000万円の経由先が悩ましいと会議で発言していた時期と整合し、その悩みの中、新世紀を経由先とできず、西村中央を経由することにしたという流れは自然な脈絡の中での説明であり、その後の会議での峰の発言の趣旨を解き明かす生々しさを伴うものであ

ること、③新世紀への振込みと返金の経緯は、石井らの供述と整合するものであることなどを指摘する。

イ これに対し、所論は、新世紀への振込みと返金に関する峰証言は、何ら機微にわたることではないし、5000万円の経由先についての村田の供述についての峰証言が、村田の会議での発言時期と整合することは、会議録音の存在及び内容が明らかになった後に証言しているのであるから当然であるし、新世紀から返金され、西村中央に送金したというのも客観的証拠関係から分かる単純明快な事実関係であり、峰証言の信用性を担保するものではない、などという。

しかし、峰証言は、新世紀への3000万円の送金が即日返金されている事情について、石井本人の意向で行われたことなど、この送金を行った村田からの説明内容も含めて、会務の枢要の立場で知り得た内容を証言しているものであって、その旨指摘する原判決に誤りはない。また、石井中央への資金移動の経由先として新世紀に振り込んだが、石井の意向ですぐに返金されたとする内容は、「一度振り込むがすぐに返してください」などという送金の趣旨に、石井が怒り、すぐに返却したとの石井や同人の秘書である川暗富美代の供述内容とも整合するものである。村田がこのように5000万円の経由先に苦労している状況や、それを相談されて、西村中央を経由することになったという流れは、その後の本件の共謀状況につながる自然な内容であり、このような点を指摘して、峰証言の信用性を肯定した原判決に不合理な点はない。所論は採用できない。

ウ また、所論は、峰は、自身の上位者である日歯連盟会長の被告人高木を共犯者として

引き込むことによって、自身の立場を会計責任者の村田と被告人高木との間の「仲介」にすぎないとするのができ、虚偽供述のおそれがあるなどという。

しかし、峰は、村田からの経由先を西村中央にするとの提案に対し、「それでいくといいと思う」旨答えた、自らもそれに了解した旨証言しており、単に「仲介」をした旨証言しているわけではない。また、村田に対し、組織のリーダーである会長の承認を得るようにとの趣旨で、被告人高木の承認を得てくださいと話し、被告人高木も了承したとする証言内容は、日歯連盟の常任理事であった倉治や、常任監事であった佐藤博嗣が、5000万円ルールとの抵触を避けるために行う資金移動という内容の重大性からして、理事長や会長の判断を仰ぐのが通常である旨証言していることに照らして自然な内容である。原判決(76頁)が、峰は自ら決定過程に加わった者であるとして責任を自認しており、責任転嫁の素振りも見られないとして、峰の虚偽供述のおそれは抽象的なものにすぎないとしたことに不合理なところはない。所論は採用できない。

エ 所論は、峰証言は、被告人高木との共謀について、当初は、村田を介した順次共謀であったと供述し、その後、3人の同時共謀であると供述し、さらに当初の順次共謀に供述が戻ったものであり、変遷があり信用性が認められない、という。

しかし、そもそも峰は、西村中央を経由先とすることに関する村田及び被告人高木との話は、日常的な話をしている中で行っているもので、日時を特定できないとし、資料を見ながら、特定してきたと証言しているのである。峰の取調べを担当した高長伯検察官も、村田及び

被告人高木との間の共謀に関する峰の供述は、そのやりとりの内容は具体的であったが、村田なり被告人高木なりと日歯連盟の役員室で会う機会は日常的な出来事としてあることなので、具体的な日付までは結局記憶喚起できなかったと証言している。高検察官は、当初の順次共謀から、3人での共謀という話が出たのも、当時のスケジュールが分かる資料を見ていた際に、3人が顔をそろえる日があり、もしかしたら3人で話をした可能性があるかもしれませんねという話が出たという程度のことであり、結局供述調書の録取には至らなかったと証言しているのである。原判決（78頁）が、共謀についての峰証言の変遷の内実は、取調べの過程で可能性の一つとして検討された仮説にすぎず、重大な変遷とは評価できず、むしろ、被告人高木、村田及び峰の間に、本件資金移動に関して相談、了解が行われたという限りでは一貫しており、変遷がないとも評価できるとしたことは、関係証拠の内容に沿うものであって、不合理なところはない。所論は採用できない。

オ 所論は、峰証言の共謀状況は、同人、村田及び被告人高木のスケジュールに関する客観的証拠に反するものである、という。

しかし、そもそも、峰の共謀に関する証言は、その日時の特定制点では、前記のとおり、あいまいな記憶をスケジュール等の資料によって可能な範囲で特定したというものである。また、峰は、当時、東京に住んでおり、基本的には平日は毎日日歯連盟に出勤しており、村田とは、同人の診療室が築地にあり、15分から20分あれば日歯連盟まで来ることができたので、必要があつて電話をすればいつでも会えたという状況にあつたというのである。このような証拠関係に照らせば、峰証言の「数日

前」とは要は事前にということであり、村田と峰は東京在住でいつでも日歯連盟に行くことができた旨指摘し、峰証言が客観証拠に反するとはいえないとした原判決の判断は、経験則等に照らして不合理とはいえない。所論は採用できない。

カ 所論は、原判決は、峰証言の内容を否定する村田証言は全く信用できないとするが、村田証言には、他の証拠と相当程度整合する部分があり、その信用性を否定した原判決の判断は誤っているという。

しかし、村田証言の内容は、西村中央から石井中央への送金（⑦の資金移動）は自分が指示したものではなく、西村中央から直接石井の選挙活動の支援費用を支出しようと思っていたというもので、西村と石井の所属する政党同士が対立関係にあり、デリケートな問題があるとしながらも、理事長や会長に事前に相談しなかったというものである。上記の証言内容は、原判決が指摘するとおり、⑦の資金移動に関して証拠上受け入れがたい内容を含む上に、会計上の問題にとどまらず政党間の問題が生じ得るようなデリケートな内容について、会長や理事長に何の相談もしなかったという不自然な内容であつて、村田証言が信用できないと判断した原判決に誤りはない。所論は採用できない。

（3）その他所論の指摘を検討しても、量的規制違反について、被告人高木に村田との共謀を認めた原判決の認定、判断は関係証拠の内容に沿うものであって、不合理なところもない。

第5 収支報告書の虚偽記入等に対する事実誤認の論旨について

1 原判決が村田との共謀を認定した理由の要旨

原判決（81頁）は、被告人高木が、当時か

ら政治団体においては、毎年収支報告書を作成し提出すべきことを理解していたはずであることからすれば、村田の提案に係る⑥及び⑦の各資金移動を被告人高木が採用したということは、後に公表すべきことが義務付けられている収支報告書についても、資金移動の実態ではなく外形上の資金移動を記載する旨の指示を含意していたとみるべきであるから、村田との間でその旨の意思連絡を成立させていたと認められるとする。

2 以上の原判決の認定、判断は、関係証拠の内容に沿うものであって、経験則等に照らして不合理なところもない。

3 所論について

これに対し所論は、①客観的帳票類に基づいて資金移動の事実が正確に記載されているので虚偽記入等には当たらない、②村田の犯意の存在につき誤った認定をしている、③被告人高木は、村田が本件各収支報告書にどのような記載をするか予測できず、共謀があったとはいえない、④収支報告書の虚偽記入等についての原判決の論理は収支報告書の作成担当者を混乱し悩ませるものであり、収支報告書の作成実務を大きく混乱させる不当なものである、という。

そこで検討すると、上記①及び②の点は、前記第3の法令適用の誤りの論旨において、述べたとおりであり、採用できない。③の村田との共謀があったとはいえないという点については、被告人高木は、前記のとおり、5000万円ルールとの抵触を外形的に回避するために村田が提案した⑥及び⑦の各資金移動を採用しているのであるから、両者の間において、後に公表される収支報告書においても、収支報告書上は、5000万円ルールとの抵触が回避された状態の記載がされることが予定されていたこと

は明らかである。原判決が、村田の提案に係る⑥及び⑦の各資金移動を被告人高木が採用したということは、収支報告書についても、資金移動の実態ではなく外形上の資金移動を記載する旨の指示を含意していたとみるべきとして、村田と被告人高木との間に共謀を認めたことに不合理な点はない。④の収支報告書の作成実務の混乱をいう点については、本件では、5000万円ルールとの抵触を外形上回避するために他の政治団体を介在させた資金移動について、その実態を覆い隠すべく収支報告書において2つの政治団体間のみ形式的な資金移動の記載をしたことが虚偽記入等に当たるとしているものであって、そのような企図や工作がない、あるいは、そのような企図や工作のもと行われている資金移動であることを認識していない者が刑事訴追をおそれる理由はなく、その旨指摘する原判決の説示(83頁)に不合理なところはない。所論は採用できない。

その他、所論が指摘するところを検討しても、被告人高木に収支報告書の虚偽記入等について、村田との共謀を認めた原判決の認定、判断は関係証拠の内容に沿うものであって、経験則等に照らしても不合理なところはない。

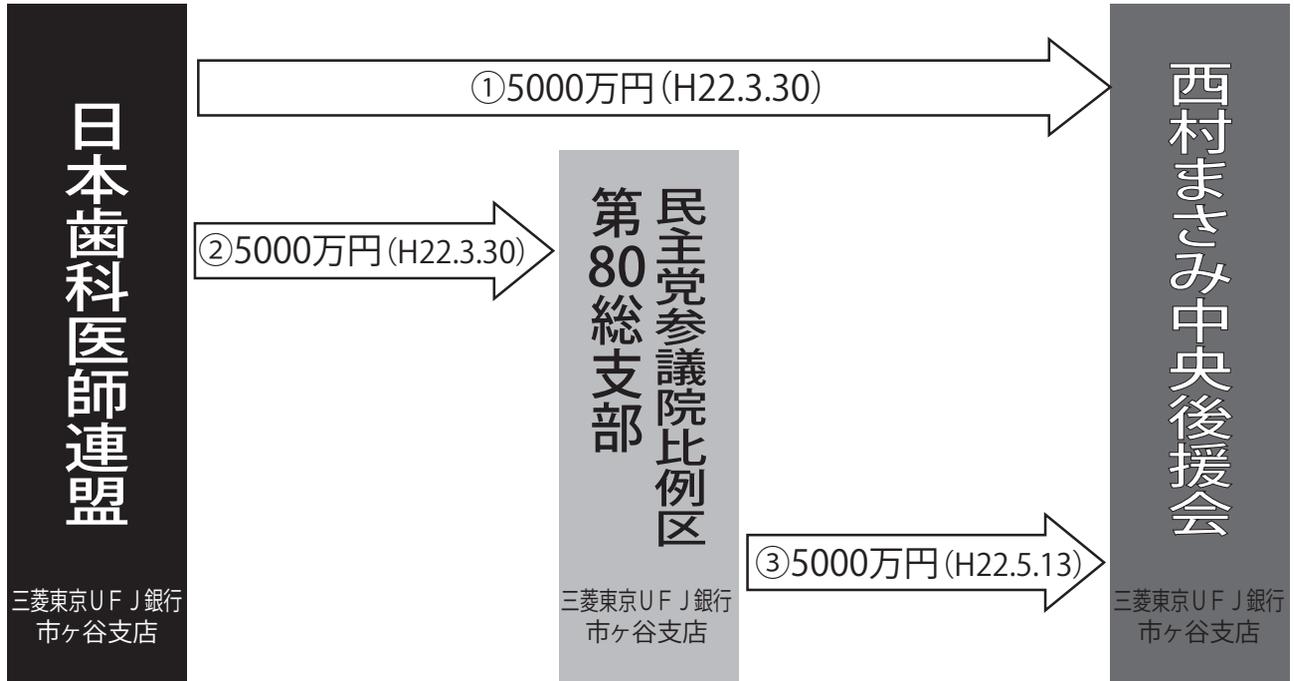
第6 結論

被告人日歯連盟及び被告人高木の各論旨はいずれも理由がない。

よって、刑訴法396条により、主文のとおり判決する。

(東京高等裁判所第2刑事部 裁判長裁判官青柳勤、裁判官高木順子、同溝田泰之)

公訴事実第 1 (平成22年選挙)



公訴事実第 2 (平成25年選挙)

